人権が尊重される明るい社会

みんなで築こう 人権の世紀

考えよう　相手の気持ち　　未来へつなげよう　違いを認め合う心

亀山西小学校　２年　生駒（いこま）　葵（あおい）　さん

井田川小学校　３年　中原（なかはら）　萌佳（もえか）　さん

加太小学校　６年　瀬尾（せお）　菜花（なのは）　さん

亀山南小学校　６年　西村（にしむら）　ドロシカシ　さん

神辺小学校　４年
塚本（つかもと）　恭平（きょうへい）　さん

亀山中学校　３年
田中（たなか）　彩華（あやか）　さん

中部中学校　２年
小西（こにし）　眞梨奈（まりな）　さん

「人　権」に関する絵画・ポスター作品　より　選　考

（※　在籍校　及び　在籍学年については、平成２８年度時点のものです）

ヒューマンフェスタin亀山

平成２８年１２月１０日（土）、亀山市立井田川小学校の体育館において「第１２回ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催し、約４００名の方にご来場いただき、会場はほぼ満席となりました。

当日は、徳風高校の生徒による司会のもと午前１１時に開会し、主催者あいさつ等の後、市内３中学校の生徒による人権作文発表と、亀山高校・徳風高校の生徒や外国人の方による人権スピーチがありました。

ちゃんへん．　さん

昼休憩には、亀山みそ焼きうどんの販売、亀山市人権教育推進協議会による「人権しおり」づくり体験、徳風高校によるネイルアート、市内小中学生による人権習字・ポスター展示、各種活動団体による活動報告などのブース活動・展示が行われ、各ブースとも多くの人で賑わいました。

午後は、ジャグリング世界最高峰のパフォーマー ちゃんへん．　さんに、ご自身の体験談を交えた人権講演や迫力ある技を披露してもらい、会場は大いに盛り上がりました。

中学生３人の人権作文（内容紹介）（※ 在籍校 及び 在籍学年については、平成２８年度時点のものです）

◆『いじめがなくなる世界へ』　中部中学校　２年生　村山 颯紀 さん

相手に意見や考えを述べるのは、とても勇気がいる。でも、一人ひとりが意見を出し合い、相手に思いを伝え合うことによって、人はさらに成長することができる。

◆『いじめをなくすためには』　関中学校　２年生　落合 莉子 さん

一人ひとりが持つ感じ方や考え方は、違っていて当たり前である。お互いを認め合い、傷つけることなく、安心した毎日を送れるような社会を築いていきたい。

◆『障がい者と健常者との共生について』　亀山中学校　２年生　中森 七海 さん

（第 36 回全国中学生人権作文コンテスト三重県大会　奨励賞　受賞）

障がい者と健常者がお互いにできることやできないことがある。そういったことを知ることで、様々な個性が輝いて見えるようになった。お互いに理解し合って、共に生きることが必要。

亀山高校・徳風高校の生徒や外国人の方［計４名］による人権スピーチ（内容紹介）

◆『命の大切さ、伝えることの大切さ』　亀山高校　３年生　梅本 つむぎ さん

私には外見だけでは分からないハンディキャップがあり、周りからの心ない発言に傷ついた経験がある。勇気をだして自分の思いを伝えたことで理解者を増やすことができた。これからも自分の思いを伝えていきたい。

◆『区別と差別』　徳風高校　３年生　中澤 小雪 さん

差別者や加害者といった区別により、その人に対して見る目が大きく変わらないで欲しい。確かにその行為自体は否定されたとしても、その人の全てを否定するのは間違い。新たな人権問題を生んでしまってはいけない。

◆『転機』　亀山高校　２年生　木平 優雅 さん

亀山高校のフレンドリークラブに入り、自分の過去の経験を話すことができた。自分の気持ちに向き合うことで、自分を出して良いのだと思えた。そんな場所をこれからも僕は大切にし、後輩たちにつなげていきたい。

◆『私が感じる今の日本』　イスラム・ディダル さん　（バングラデシュ出身）

外国から見ると、日本は安全で住みやすい国だと思う。でも、コミュニケーション不足で、結婚しない人や身内で連絡を取らない人が増えている。いっぱい話をして、日本がもっと素晴らしい国になるよう願っています。

「ヒューマンフェスタ in 亀山」は、毎年１２月の人権週間に合わせて開催しています。市民の皆さんの人権感覚を磨いていただくため、様々な参画団体によるブース展示や人権に関する講演会などを実施しています。皆さんの参加をお待ちしています。

同和問題への正しい理解を深めましょう

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史の流れの中で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に厳しい制限を受け、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

具体的にいうと、同和地区とよばれる特定の地域出身であることや、その地域に住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活において差別を受けたりするものです。これを部落差別といいます。情報化社会の進展に伴い、インターネットの書き込み等を利用した新たな差別事象も発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されることではありません。

「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

この法律は、上記のような差別を解消するため、国や地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別のない社会を実現することを目指すもので、平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

この法律のポイント

この法律には、国や地方公共団体が行うべきものとして、次のことが明記されています。

相談体制の充実

部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。※

教育及び啓発

部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。※

※地方公共団体は努力義務

亀山市においても、国との適切な役割分担のもと、
部落差別のない社会の実現を目指し、
相談体制の充実や教育・啓発に取り組んでいきます。

2016 年度「人権」に関する絵画・ポスター募集への応募ありがとうございました。

今年度も市内の全小中学校の児童･生徒の皆さんからたくさんの応募をいただきました。

作品は、１２月に実施した「第１２回ヒューマンフェスタ in 亀山」で、井田川小学校の体育館に展示しました。

子どもたちの人権メッセージの詰まった作品を多くの方に見ていただくことができ、大変有意義なものとなりました。

次回もたくさんの応募をお待ちしています。

ちょっと考えてみよう！

ちがいのちがい

これらのことは、「あっても良いちがい」でしょうか？
それとも「あってはいけない（無い方が良い）ちがい」でしょうか？
あるいは「どちらとも言えない」でしょうか？
気軽に考えてみてください。ぜひ、ご家族、お友達とも話し合ってみてください。

1. 日本に住んでいる１０歳のＡさんは毎日学校に行っているが、発展途上国に住んでいる１０歳のＢさんは毎日路上でガムを売っている。
2. ランドセルは男子が黒色で、女子は赤色が多い。
3. Ｃさんはどこにでも旅行に行けるが、車いすに乗っているＤさんは一人で電車に乗ることができない。
4. ７５歳の自治会長Ａさんの話はみんな聞くが、同じ歳（とし）で認知症のＢさんの話は誰も聞こうともしない。
5. 日本では、食事の時に箸（はし）を使うが、インドでは指を使う。
6. ある不動産屋は、家を建てるための土地を探しているお客さんに、Ｃ地区の購入は勧めているが、Ｄ地区には近くに同和地区があるからという理由で、購入を勧めていない。
7. 災害時の避難所で、多くの人は音声アナウンスにより食べ物の配給時間を知ることができたが、聴覚障害者のＥさんは知ることができなかった。
8. 中学生のＡさんの毎月のお小遣いは５，０００円だが、同級生のＢさんの毎月のお小遣いは１，０００円である。
9. Ｃさんの家では必ず父親が先に風呂に入るが、Ｄさんの家では決まっていない。
10. 日本でアパートを借りる時、日本人のＡさんは簡単に借りられるが、外国人のＢさんはなかなか借りることができない。
11. ＨＩＶ感染者のＣさんは会社を退職させられたが、癌（がん）の手術をしたＤさんは手術後会社に復帰した。

これらのちがいが、差別心や人権が尊重されていないこと等によるものなのか、認められるべき多様性や個性等によるものなのか、それぞれの目線で考え、話し合ってもらうための資料です。

あらゆる差別のない明るい社会を築いていくためには、私たち一人ひとりが毎日の暮らしの中で人権感覚を磨いていく必要があります。ご意見等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

亀山市　市民文化部　文化振興局　共生社会推進室
〒519-0195　亀山市本丸町５７７
Tel 0595-84-5066
E-mail:kyoseisyakai@city.kameyama.mie.jp

―― 亀山市人権施策基本方針の基本理念 ――

みがこう、人権感覚　　広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち